

令和3年3月29日

阿南市教育委員会規則第3号

改正 令和4年3月24日教委規則第3号

(目的)

第1条 この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、阿南市立の小学校及び中学校の特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）を支給し、その就学に係る保護者の経済的負担を軽減し、もって特別支援教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。
- (2) 保護者 法第16条に規定する保護者をいう。
- (3) 特別支援学級 法第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (4) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。）第2条第1号の規定により文部科学大臣が定める算定方法の例により算定した保護者の属する世帯の収入の額をいう。
- (5) 需要額 生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定した保護者の属する世帯の需要の額をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、阿南市立の小学校又は中学校に就学する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者

(2) 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者

(3) 学校教育法施行規則第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を受けている児童生徒の保護者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する保護者を除くものとする。

(1) 阿南市就学援助規則（令和元年阿南市教育委員会規則第5号）第6条第2項の規定により、準要保護者の認定を受けた保護者

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている保護者

(支給費目)

第4条 就学奨励費の支給費目は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校給食費

(2) 通学費

(3) 職場実習交通費

(4) 交流及び共同学習交通費

(5) 修学旅行費

(6) 校外活動等参加費（宿泊を伴わないもの）

- (7) 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）
  - (8) 学用品・通学用品購入費（拡大教材費を含む。）
  - (9) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
  - (10) オンライン学習通信費
- （支給対象経費及び支給額等）

第5条 就学奨励費の支給対象経費及び支給額は、次の各号の支給区分に応じ、別表のとおりとする。

- (1) 第1号区分 収入額が需要額の1.5倍未満
  - (2) 第2号区分 収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満
  - (3) 第3号区分 収入額が需要額の2.5倍以上
- （支給申請）

第6条 就学奨励費の支給を受けようとする保護者は、阿南市特別支援教育就学奨励費支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に阿南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める書類を添えて、児童生徒が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由して、教育委員会に提出するものとする。

（支給決定の可否）

第7条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があったときは、阿南市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書（様式第2号）を作成し、当該申請の内容を審査し、支給の可否及び支給区分を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項に規定する審査により、支給することを決定したときは、支給の決定を受けた申請者（以下、「被支給決定者」という。）に対し、阿南市特別支援教育就学奨励費支給決定（変更決定）通知書（様式第3号）により、学校長を經由して通知するものとする。

3 教育委員会は、支給をしないと決定したときは、当該申請者に対し、阿南市特別支援教育就学奨励費支給申請結果通知書（様式第4号）により、学校長を経由して通知するものとする。

（支給対象期間）

第8条 被支給決定者が就学奨励費の支給を受けることができる期間は、当該申請のあった年度の4月1日から当該年度の3月31日までとする。ただし、申請書の提出が、年度当初の締切日として教育委員会が定める日以降に行われた場合においては、当該申請があった日の属する月の翌月1日から当該年度の3月31日までの期間とする。

（変更申請）

第9条 被支給決定者は、申請の内容に変更が生じたときは、教育委員会に対し、速やかに阿南市特別支援教育就学奨励費変更申請書（様式第5号。以下「変更申請書」という。）を、学校長を経由して提出しなければならない。

2 教育委員会は、変更申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、支給の可否及び支給区分の変更をし、阿南市特別支援教育就学奨励費支給決定（変更決定）通知書（様式第3号）により、被支給決定者に対し、学校長を経由して通知するものとする。

（支給方法）

第10条 教育委員会は、被支給決定者に対し、口座振込の方法（被支給決定者名義の口座に振り込む方法をいう。）により支給を行うものとする。

（支給時期）

第11条 就学奨励費は、原則として次の各号に掲げる期間に係る就学奨励費について、当該各号に定める月に支給するも

のとする。

- (1) 4月分から7月分まで 8月
- (2) 8月分から11月分まで 12月
- (3) 12月分から3月分まで 3月

2 教育委員会は、就学奨励費を支給した場合は、阿南市特別支援教育就学奨励費支給通知書（様式第6号）により、学校長を経由して被支給決定者に通知するものとする。

（支給取消）

第12条 教育委員会は、被支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、就学奨励費の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき
- (2) 偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたとき

2 教育委員会は、前項の規定により就学奨励費の支給の決定を取り消したときは、当該支給の決定を取り消した者に対し、阿南市特別支援教育就学奨励費支給取消通知（兼返還命令）書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前項に規定する通知は、学校長を経由して行うことができる。

（返還）

第13条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学奨励費の支給を取り消した場合において、既に支給した就学奨励費があるときは、当該取消しに係る就学奨励費に相当する額を、阿南市特別支援教育就学奨励費支給取消通知（兼返還命令）書（様式第7号）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する通知は、学校長を経由して行うことができる。

( 辞 退 )

第 1 4 条 被支給決定者は、就学奨励費の受給を辞退しようとするときは、教育委員会に対し、阿南市特別支援教育就学奨励費辞退届（様式第 8 号）を届出しなければならない。

2 前項に規定する届出は、学校長を経由して提出することができる。

( その他 )

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、就学奨励費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 4 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

支給費目	支給対象経費	支給区分	支給額
1 学校給食費	学校給食法（昭和 2 9 年法律第 1 6 0 号）第 1 1 条第 2 項に定める学校給食費	第 1 区分 第 2 区分	保護者実費の 2 分の 1
2 通学費	最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費	第 1 区分 第 2 区分	経費の全額
		第 3 区分	経費の 2 分の 1
3 職場実習交通費	中学校の教育課程に従い、学校長の管理のもとに学校	第 1 区分 第 2 区分	経費の全額
		第 3 区分	経費の 2 分の 1

	外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費		
4 交流及び 共同学習交 通費	学校教育の一環として、特別支援学校又は他の小学校及び中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要経費	第1区分	経費の全額
		第2区分	
		第3区分	経費の2分の1
5 修学旅行 費	修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び参加者が均一に負担すべきその他の経費	第1区分 第2区分	経費の2分の1。 ただし、配分限度額以内とする。
6 校外活動 等参加費(宿 泊を伴わな いもの)	学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、参加するために直接必要な交通費及び見学料	第1区分 第2区分	経費の2分の1。 ただし、配分限度額以内とする。
7 校外活動 等参加費(宿	学校外に教育の場を求めて行われる	第1区分 第2区分	経費の2分の1。 ただし、配分限度

泊を伴うもの)	学校行事としての活動（修学旅行を除く。）のうち、参加するために直接必要な交通費、宿泊料及び見学科		額以内とする。
8 学用品・通学用品購入費（拡大教材費を含む。）	通常必要とする学用品・通学用品の購入費。 なお、次のアは、加算分として支給する。 ア 拡大教材費 弱視の児童生徒が授業において使用する拡大教材の購入費	第1区分 第2区分	保護者実費の2分の1。ただし、配分限度額以内とする。
9 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	小学校第1学年又は中学校第1学年の児童生徒が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	第1区分 第2区分	保護者実費の2分の1。ただし、配分限度額以内とする。
10 オンライン学習通信費	学校の指導に基づく自宅でのオンライン学習に必要な通信費	第1区分	保護者実費の2分の1。ただし、配分限度額を12で除して得た額に支

		払うべき月数を乗じて得た額又は配分限度額以内とする。
--	--	----------------------------

備考

- 1 阿南市就学援助規則第3条第1項に規定する要保護者のうち、生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている被支給決定者に対する就学奨励費は、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費、学用品・通学用品購入費の拡大教材費に限る。
- 2 校外活動等参加費（宿泊を伴うもの）及び修学旅行費は、年1回限りの支給とする。
- 3 第3条第1項第3号に該当する被支給決定者に対する就学奨励費は、その通学に係る特別に要する交通費のみを通学費として支給する。
- 4 支給額の欄の配分限度額は、国が定める特別支援教育就学奨励費補助金補助対象限度額算定の基礎となる児童生徒1人当たりの限度額とする。

受付印

阿南市教育委員会 宛て

阿南市特別支援教育就学奨励費支給申請書

次のとおり、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第6条の規定により、特別支援教育就学奨励費の支給を申請します。  
 なお、特別支援教育就学奨励費の支給の決定のため、教育委員会が同一住所に住民登録している人の世帯状況(児童生徒の父母については単身赴任等により住民登録が別住所の者を含む)、所得状況、生活保護受給状況及び他市区町村からの特別支援教育就学奨励費の受給状況を調査することに同意します。  
 転出した場合は、特別支援教育就学奨励費の受給状況について教育委員会が転出先の他市区町村へ情報を提供することに同意します。

児童・生徒	氏名	学年	(申請者 保護者)	氏名
	学級			現住所 〒
	学校名			1月1日の住所
				電話番号

申請理由	<input type="checkbox"/> 特別支援学級に在籍している <input type="checkbox"/> 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害に該当している <input type="checkbox"/> 通級に係る交通費のみ請求(通級先 )
------	--

世帯の状況 (※前年12月31日現在)	フリガナ	生年月日	世帯主との続柄	児童生徒のみ記入(※前年12月31日現在の状況)		
	氏名			学校名	学年	特別支援学級の在籍
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

※申請日が、4月から12月までは前年、翌年1月以降の場合は前々年の12月31日現在とする。

18歳以上の世帯員については、上記「世帯の状況」欄に自署してください。

通学費 明細	前年度中にその通学に要した交通費の額	特記事項

金融機関名 振込先の	銀行名	銀行 金庫・農協	口座番号						
	支店名	支店・支所	フリガナ						
			口座名義人						

学校確認欄
申請書の内容を確認しました。
確認後レ点を入れてください。 <input type="checkbox"/>

阿南市特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調査

世帯の収入状況		世帯の状況(前年12月末日現在)										需 要 額 等					
☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、総所得金額から10万円を控除する		氏名	生年月日	年齢	学校種別	学年	課税資料	扶養状況	扶養者	個人別総所得額 (給与所得又は公的年金所得の有無)		教育扶助基準 通学費	学校給食費	生活扶助基準 第1類	期末一時扶助費 第2類	円(基準額)	※
所得控除前の	総所得金額	円	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円	円	円	円			
	退職所得金額		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
	山林所得金額		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
	計	A	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
所得控除	社会保険料		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
	生命保険料		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
	地震保険料		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ		年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
計	B	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円	
所得額(A-B)	C	※	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
所得月額(C×1/12)	D	※	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	※	年月日							<input type="checkbox"/> 給与所得有 <input type="checkbox"/> 公的年金有	円						円
収入額(D-E)	F	※	世帯総数		名		合計		a	b	c	d	e				円
明通学 費			特記事項										支弁区分 <input type="checkbox"/> I区分 <input type="checkbox"/> II区分 <input type="checkbox"/> III区分				
			<input type="checkbox"/> 要保護者 ( <input type="checkbox"/> 被保護・ <input type="checkbox"/> 要保護 )														

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市特別支援教育就学奨励費支給決定（変更決定）通知書

年度阿南市特別支援教育就学奨励費の支給について、下記のとおり決定したので、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条第2項（第9条第2項）の規定により、通知します。

記

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 氏 名		
学 校 名 及 び 学 年	学 校	学 年
支 給 区 分	第 区 分	
支 給 対 象 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	

保護者 様

南市教育委員会

阿南市特別支援教育就学奨励費支給申請結果通知書

年度阿南市特別支援教育就学奨励費の支給については、審査の結果、下記の理由により該当しませんでしたので、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第7条第3項の規定により、通知します。

記

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 氏 名		
学 校 名 及 び 学 年	学校	学年
理 由		



保護者 様

阿南市教育委員会

## 阿南市特別支援教育就学奨励費支給通知書

年度阿南市特別支援教育就学奨励費について、下記のとおり支給しますので阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第11条第2項の規定により通知します。

## 記

## 1 支給対象の児童生徒等

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 氏 名		
学 校 名 及 び 学 年	学校	学年

## 2 支給時期

支給該当期間	支給年月日
月から 月分	年 月 日振込

## 3 特別支援教育就学奨励費の支給額

種類	支給額（円）
学校給食費	
通学費	
職場実習交通費	
交流及び共同学習交通費	
修学旅行費	
校外活動等参加費	宿泊を伴わないもの
	宿泊を伴うもの
学用品・通学用品購入費	
拡大教材費	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	
オンライン学習通信費	
合 計	

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市特別支援教育就学奨励費支給取消通知（兼返還命令）書

年 月 日付け 第 号で決定した阿南市特別支援教育就学奨励費の支給については、下記のとおり取消しを決定しましたので、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第12条第2項の規定により通知します。

また、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第13条第1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 氏 名		
学 校 名 及 び 学 年	学校	学年
支 給 取 消 理 由		
支 給 取 消 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
返 還 命 令 額	円	
返 還 期 限	年 月 日	

阿南市教育委員会 宛て

申請者（保護者）

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

### 阿南市特別支援教育就学奨励費辞退届

年度阿南市特別支援教育就学奨励費の受給について、下記のとおり辞退しますので、阿南市特別支援教育就学奨励費支給規則第14条第1項の規定により、届け出ます。

#### 記

##### 1 受給を辞退する児童生徒氏名

児童生徒氏名	学校名	学年

##### 2 辞退年月日及び理由

辞 退 年 月 日	年 月 日
理 由	

様式第 1 号 (第 6 条 関係)

様式第 2 号 (第 7 条 関係)

様式第 3 号 (第 7 条、第 9 条 関係)

様式第 4 号 (第 7 条 関係)

様式第 5 号 (第 9 条 関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条 関係)

様式第 7 号 (第 1 2 条、第 1 3 条 関係)

様式第 8 号 (第 1 4 条 関係)